「光の道」構想に関する意見

意見提出元 CHAMBER OF COMMERCE OF THE UNITED STATES OF AMERICA

意見項目 意見内容

1. 超高速ブロードバンド
基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における
基盤整備の在り方についてどのように考えるか。

2. 超高速ブロードバンド
の利用変(約20%)を向

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

米国商工会議所にとって、ブロードバンドは、単なる技術的課題、あるいは社会基盤のプロジェクトに留まりません。ブロードバンド接続の重要性は、それによって何が可能となるかであります。従って、米国商工会議所は、ブロードバンドの重要性が、雇用の増大を喚起し、経済発展を助長し、教育から医療に至るまで、社会のあらゆる局面を改善する能力に直接的に関連している点において、ご照会に賛同致します。また、米国商工会議所は、政府の政策はブロードバンド基盤への民間投資を後押しすべきであって、妨げるべきではない点でもご照会に同意致します。さらに、ブロードバンドの社会的利益を十分に実現し、ブロードバンド技術における投資および技術革新を推進するためには、ブロードバンドの利用の拡大を促進することが必須であることにも同意します。しかしながら、100%の利用率は現実的な目標ではなく、ブロードバンドの利用拡大の達成のためには、構造的分離あるいは分割よりもはるかに効果的な方法があります。

Ⅱ. 利用拡大の考え方(30%→100%)

米国商工会議所は、政策立案者がブロードバンドの利用拡大に重点をおくべきである点に同意します。しかしながら、これらの取り組みには現実的な目標を据えるべきであり、人々が様々な理由からブロードバンドに加入しないことを理解すべきであり、ブロードバンド基盤への民間投資については後押しすべきであって、阻害すべきではありません。

ブロードバンドの使用によって、コストを低減し、効率を改善し、 生活の質を向上させ、生産性を向上させることができます。経済 または人口集団のほぼ全ての部門がブロードバンドの恩恵を受 けることができます。しかしながら、100%の利用率は賞賛に値する目標ではあるものの、非現実的であります。

ブロードバンドまたはコンピューターを利用しない人々が必ず存在するでありましょう。先日、米国連邦通信委員会(FCC)によって公表された全米ブロードバンド計画(NBP)の目標の1つは、米国内で全ての人々がブロードバンドネットワークサービスを利用できるように徹底することですが、FCCは、ブロードバンド利用促進の取り組みにも拘らず、加入率は100%に達しないであろうと認識しています。

NBPを策定するに当たって、FCCは、米国内の人々がブロードバンドに加入しない多くの理由について調査、分析しました。ブロードバンドの価格は要因の1つに過ぎません。NBPによれば、未利用者の36%が、コンピューターの購入費用およびブロードバンド加入料をハードルとして挙げています。米国では、ブロードバンドやコンピューターにお金を支払う余裕のない多くの人々が、教育機関、図書館およびその他の公共のコンピューターセンターでこの技術にアクセスしています。ビル&メリンダ・ゲイツ財団によれば、図書館のコンピューターを利用する人々のうち70%超が、図書館のコンピューターがインターネット接続の主な手段であると答えています。日本のブロードバンドサービスの低価格についてはしばしば賞賛されているため、日本の未利用者は、これを重要な要因としては挙げないのではないかと思われます。

NBP によれば、未利用者の約 22%にとって、コンピューターリテラシーの不足が主なハードルとなっています。この中には、コンピューターやテクノロジーが分かり難いと感じる傾向のある人や、インターネット上で起こりうる「あらゆる悪いこと」について心配する人もいます。実用性もまた主要な要因です。未利用者の19%が、インターネットに加入しない理由として、魅力的なコンテンツがないことを挙げています。こういった未利用者は、必要とする情報を得たり、また関心のあることを行うのにインターネットを必要とすることはないと述べています。このカテゴリーの中には、インターネットは「時間の無駄」だという人もいます。

ブロードバンドの利用に関する最大のハードルは、ブロードバンドの恩恵の理解不足であると言えます。ブロードバンドの利用拡大という総務省の目標を実現するためには、オンライン教育、遠隔医療、および電子政府の促進の取り組みを奨励することが有効となるでありましょう。例えば、米国では、インターネット上で利用できる(アプリケーションやサービスも含めた)非常に豊富なコンテンツのおかげで、年を追うごとにますます多くのアメリカ人が、ブロードバンド接続を利用してインターネットをアクセスしています。従って、日本のブロードバンド利用の拡大を後押しするためには、総務省は、実用的で魅力的なオンラインコンテンツの品揃えを促進することに重点をおかれるべきです。また、これらコンテンツの品揃え、並びにこれらを制作し、アクセスし、閲覧するために必要な技術を助長するために、米国商工会議所は、日本政府が、強力な知的財産権(即ち、特許、著作権および商標)の保

護の必要性を認識されることをお勧めします。さらに、米国商工会議所は、日本の政策立案者が、医療、教育および行政といった分野でのブロードバンド利用に影響を与えるあらゆる行政上のハードルに直ちに対処すべできあるというご照会に同意致します。

近年、米国商工会議所は、高齢者、身体に障害を持つ人々、お よび遠隔医療にとってのブロードバンドの重要性に関する一連 の研究結果を公表しました「。これらのレポートの中で論じられて いるように、ブロードバンドは、人々の生活を著しく改善すること ができます。従って、総務省は、特に従来からコンピューターおよ びブロードバンドに関する知識が不足している層のコンピュータ ーリテラシーの促進に取り組むべきであります。また、総務省 は、公共部門と民間部門との間のパートナーシップを育成して、 ブロードバンドならびにその関連技術へのアクセスと利用の拡大 を検討すべきであります。例えば、米国では、米国商工会議所 は、Connected Nation2(特定のコミュニティーにおけるブロードバ ンドの利用拡大のための包括的計画を策定する、地元の 「e-Community Leadership Team」を創設する非営利団体)のパー トナーであります。このチームには、医療、教育、農業、企業およ び業界、政府、観光、図書館などの地域団体からの代表者がメ ンバーとして参加することができます。

III. 構造的分離および分割

構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待でき ず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによっ て、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねま せん。例えば、米国では、構造的分離の試みは、コストと時間が かかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なに よりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向 上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。米国 商工会議所は、2004 年に電気通信に関する大規模な研究結果 を発表し、その中で、不安定な規制および分割規制が如何に投 資の障害となり、新しい技術の開発を妨げるかに関する内容を 含む、これまでに行われた最も包括的な電気通信業界に関する 分析の1つを提供致しました³。最終的に、FCCはこれらの分割要 件を削除し、その結果、米国のブロードバンドにおける技術革新 と投資は発展したのです。消費者にブロードバンドサービスを提 供しようと、ケーブル事業者、電話会社、ワイヤレス事業者など の各社が競合しています。ブロードバンド対応の新しいアプリケ ーション、サービスや装置が日々発表されています。これらの理 由により、米国商工会議所は、ブロードバンドに対しては、「軽度 な」規制による取り組みを支持致します。

_

Available at: http://library.uschamber.com/issues/technology/broadband-publications

² http://www.connectednation.org/

³ Thomas W. Hazlett, Coleman Bazelon, John Rutledge, and Deborah Allen Hewitt, *Sending the Right Signals: Promoting Competition Through Telecommunications Reform*, Report to the U.S. Chamber of Commerce at p. xix. (Sept. 22, 2004). Available at http://www.teleconsensus.com/portal/teleconsensus/041006telecommstudy.htm.

また、米国商工会議所は、技術中立的な政策を支持致します。このため、ご照会の中で、ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として FTTH のみに重点がおかれていることを懸念致します。LTE などの技術を使用した無線ネットワークは、ご照会の中で論じられている目標の達成にとって不可欠となりましょう。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、全てのブロードバンド対応技術(固定回線、無線、衛星など)を同様に扱うべきであります。規制によって、特定の技術が有利となることがあってはなりません。これらの異なる技術を利用する企業が互いに競合するならば、消費者はさらなる低価格とより多くの選択肢を享受できるでありましょう。その結果として、ブロードバンドの利用が拡大致します。

IV. 結論

米国商工会議所は、ブロードバンドの重要性、並びにブロードバンドの利用拡大のための取り組みを促進しなければならないことについて、総務省に強く賛同致します。しかしながら、米国商工会議所は、総務省がブロードバンドへの民間投資を妨げ、または阻害しかねない何らかの措置をとられることに対して、謹んでご忠告申し上げます。特に、米国における構造的分離および分割の失敗に鑑み、米国商工会議所は、総務省がこの種の規制を棄却されることをお勧めします。それよりも、ブロードバンドの利用を拡大するためには、総務省は、コンピューターリテラシーの改善、魅力ある実用的なコンテンツの促進、および技術中立的な規制構造の創設に重点をおかれるべきであります。

敬具